



事務連絡  
平成 29 年 5 月 31 日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局看護課  
看護サービス推進室

### 平成 29 年度看護師特定行為研修指導者講習会の開催について

看護行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定行為に係る看護師の研修制度については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日に施行されました。

本制度は、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向け、さらなる在宅医療等の推進を図るために、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された制度です。

特定行為研修は、講義、演習又は実習で構成され、指定研修機関や指定研修機関と連携して実習等を行う施設で研修を実施することとなっております。

厚生労働省では、看護師の特定行為研修において効果的な指導が行われるよう、指導者を育成することを目的とした「看護師の特定行為に係る指導者育成事業」を公益社団法人全日本病院協会に委託し、別添のとおり、看護師特定行為研修指導者講習会を開催いたします。

ぜひ本事業について、広くご周知いただき、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

#### 【照会先】

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

電話：03-5253-1111（内線 4176）

室長補佐 穴見

看護業務推進係長 瀬戸山

平成29年5月31日

各位

【平成29年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業実施団体】

公益社団法人 全日本病院協会  
会長 西澤寛俊

**厚生労働省委託事業「平成29年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業」  
平成29年度 第1回 看護師特定行為研修指導者講習会（東京会場）  
開催のご案内**

平素は、当協会の活動につきまして、ご協力とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、当協会は厚生労働省より、一昨年度及び昨年度に引き続き、「平成29年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業」の実施団体を受託し、「看護師特定行為研修指導者講習会」を別紙開催要領のとおり開催いたします。

平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、保健師助産師看護師法の一部が改正され、平成27年10月から特定行為に係る看護師の研修制度が施行されました。

この新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。特定行為研修を行う指定研修機関は、適切な指導体制を確保していること等が求められ、指導者は、特定行為研修の受講者である看護師に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有している者で、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこととされております。

本講習会は、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会であり、指導者として携わる予定（可能性のある者を含む）の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者を対象としております。特定行為研修の質の担保を図るため、当該研修制度の趣旨及び内容等について、指定研修機関や、指定研修機関と連携して実習等を行う施設における指導者の理解を促進し、効果的に指導を行うことのできる指導者育成を図ることとしております。

なお、本講習会は今年度中に東京、大阪で計10回開催を予定しております。（詳細は別紙の開催スケジュールをご参照ください。）

関係各位の皆様方におかれましては、是非ともご参加をご検討いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

# 開催要領

## 1. 日時・会場（実講習時間6時間程度）

日 時：平成29年8月5日（土）9：30～17：10

会 場：TKP ガーデンシティ premium 秋葉原 「ホール2B」

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-7-5 フロントプレイス秋葉原 2F

TEL：03-5289-7099

## 2. 定 員：50名

※参加希望者多数の場合は、先着順ではなく、指定研修機関もしくは現在申請中の施設を優先します。次に、今後、指定研修機関・協力施設として申請予定の施設を優先します。

## 3. 対 象：特定行為研修において指導者として携わる予定（可能性のある者を含む）の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者

※本制度では、共通科目の各科目の指導者、および、区分別科目の指導者は、医師、歯科医師、薬剤師又は看護師で、「少なくとも医師を含むこと」となっております。  
※区分別科目の医師又は歯科医師の指導者は、臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医と同等以上の経験を有すること、また、看護師の指導者は、特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者であることとされているため、こうした方を優先します。

## 4. 実施内容

(1) セミナー形式：ワークショップ形式（小グループでの作業と全体発表の組み合わせ）

(2) テーマ：① 特定行為に係る看護師の研修制度の概要

② 手順書の作成過程とその活用

③ 特定行為研修を修了した看護師の役割／位置づけ／課題

④ 研修方法（演習、実習の具体的な運用）

⑤ 研修評価（実習現場における能力評価）

⑥ フィードバックの技法

⑦ 特定行為研修をうまく進めていくための課題

(3) 研修指導者：（予定）

1) ディレクター 神野 正博（公益社団法人 全日本病院協会 副会長）

2) チーフタスクフォース 江村 正（佐賀大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター 専任副センター長）

3) タスクフォース 野村 英樹（金沢大学附属病院 総合診療部部長 特任教授）

高橋 弘明（岩手県立中央病院 医療研修部）

鈴木 弘行（福島県立医科大学医学部呼吸器外科/臓器再生外科学講座 教授）

柴田 聡（社会医療法人青嵐会 本荘第一病院 臨床研修管理委員長）

木澤 晃代（日本大学病院 看護部長 急性・重症患者看護専門看護師 救急看護認定看護師 特定看護師）

塚原 大輔（公益社団法人 日本看護協会 看護研修学校 特定行為研修担当）

## 5. 参加費：10,000円（税込）（昼食代・資料代を含みます）

※宿泊につきましては各自で手配をお願いいたします。

※参加費振込み後のキャンセルにつきましては、参加費の返金はいたしませんのでご了承下さい。資料の発送をもってかえさせていただきます。

## 6. 修了証書：本講習を修了した参加者に対して「修了証書」を交付いたします。

## 7. 申込方法：①別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX（03-5283-7444）にてお申し込み下さい。

②受付受理後、「参加確認書・参加費お振込のご案内」をFAXにて送付いたしますので、送付された案内をご確認のうえ、参加費を指定期日までにお振込下さい。

8. 締切日：平成29年7月14日（金）（定員に達し次第、締切となります）

9. お問い合わせ：厚生労働省委託事業「平成29年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業」実施団体

（公社）全日本病院協会事務局（看護師特定行為研修指導者講習会 担当：松村）

〒101-8378 東京都千代田区猿樂町2-8-8 住友不動産猿樂町ビル7F

TEL：03-5283-7441 FAX：03-5283-7444

10. プログラム（予定）

時刻			分	事項（テーマ）	内容	方法	担当	キーワード 備考、資料
9:00	～	9:30	0:30	受付			事務局	
9:30	～	9:45	0:15	開会式、趣旨の説明、スタッフ紹介	役員、ディレクター、チーフタスクフォース挨拶	PLS		
9:45	～	9:55	0:10	自己紹介		SGD		
9:55	～	10:40	0:45	特定行為に係る看護師の研修制度の概要	講演	PLS	特別講師	
10:40	～	11:05	0:25	手順書の作成過程とその活用	説明	PLS	TF	手順書
11:05	～	11:15	0:10	休憩				
11:15	～	12:40	1:25	特定行為研修を修了した看護師の役割/位置づけ/課題	説明、グループ作業	SGD	TF	ワールドカフェ
12:40	～	12:45	0:05	写真撮影				
12:45	～	13:25	0:40	昼休み				
13:25	～	13:40	0:15	研修方法（演習、実習の具体的な運用）	説明	PLS	TF	演習、実習
13:40	～	14:25	0:45	研修評価（実習現場における能力評価）	説明、グループ作業	PLS SGD	TF	OSCE、Workplace based Assessment、DOPS、ポートフォリオ（DOPS体験を含む）
14:25	～	14:35	0:10	休憩				
14:35	～	15:20	0:45	フィードバックの技法	説明、グループ作業	PLS	TF	（ロールプレイを含む）
15:20	～	15:30	0:10	休憩				
15:30	～	16:50	1:20	特定行為研修をうまく進めていくための課題	説明、グループ作業	SGD PLS	TF	SGD（50分）、発表4分×5グループ、総合討議10分
16:50	～	17:00	0:10	まとめ		PLS	チーフTF	
17:00	～	17:10	0:10	閉会式、修了証書授与		PLS	事務局	

※PLS……Plenary Session 全体セッション（発表）

※SGD……Small Group Discussion グループ討論



**平成29年度**  
**第1回 看護師特定行為研修指導者講習会（東京会場）**  
**参加申込書**

**送信先：FAX 03-5283-7444**

平成29年 月 日

(ふりがな)	
参加者名	( <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 )
生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )
職 種	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他 ( )
免許取得年月日	昭和・平成 年 月
専攻科名	科 ( 科 ) 例：内科 (循環器科)
臨床経験年数	年
看護師の場合※	<input type="checkbox"/> 特定行為研修修了者である
	<input type="checkbox"/> 認定・専門看護師である
	<input type="checkbox"/> 大学等での教授経験が有る

※看護師の指導者は、特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者であることとされているため、上記の方を優先します。

(ふりがな)	
所属施設名	
所在地	〒
施設について	<input type="checkbox"/> 指定研修機関である。 <input type="checkbox"/> 指定研修機関として現在申請中である。 <input type="checkbox"/> 今後、指定研修機関として申請予定である。 <input type="checkbox"/> 協力施設である。 <input type="checkbox"/> 協力施設として現在申請中である。 <input type="checkbox"/> 今後、協力施設として申請予定である。
	<input type="checkbox"/> 一般 ( 床 ) <input type="checkbox"/> 療養 ( 床 ) 精神 ( 床 ) その他 ( 床 ) 合計 ( 床 )
役 職 名	
担当者連絡先	部課 (科) もしくは役職
	電話 FAX
	e-mail

【申込書送付先・問合せ先】 厚生労働省委託事業「平成29年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業」

事業実施団体：公益社団法人 全日本病院協会事務局 (看護師特定行為研修指導者講習会担当)

TEL：03-5283-7441 FAX：03-5283-7444

(別紙)

厚生労働省委託事業「平成29年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業」  
「看護師特定行為研修指導者講習会」の開催スケジュールについて

公益社団法人全日本病院協会では、厚生労働省平成29年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業として、標記講習会の開催を以下の通り予定しております。

本講習会の詳細及び参加申込につきましては、全日本病院協会のホームページ(<http://www.ajha.or.jp/>)に案内を掲載いたしますので、そちらをご確認下さいますようお願いいたします。

【看護師特定行為研修指導者講習会 開催スケジュール】

回数	開催地	会場(予定)	開催日(予定)	募集人数(予定)
第1回	東京都千代田区	TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原	平成29年8月5日(土)	50名
第2回	東京都千代田区	TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原	平成29年8月6日(日)	50名
第3回	東京都千代田区	TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原	平成29年9月2日(土)	50名
第4回	東京都千代田区	TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原	平成29年9月3日(日)	50名
第5回	東京都新宿区	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター	平成29年9月17日(日)	100名
第6回	大阪府大阪市	TKPガーデンシティ東梅田	平成29年10月7日(土)	50名
第7回	大阪府大阪市	TKPガーデンシティ東梅田	平成29年10月8日(日)	50名
第8回	東京都新宿区	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター	平成29年10月22日(日)	100名
第9回	東京都千代田区	TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原	平成29年11月4日(土)	50名
第10回	東京都千代田区	TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原	平成29年11月5日(日)	50名

※「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」(平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。)において、指導者は、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこととされています。

本講習会は、当該特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会として、「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金「診療の補助における特定行為等に係る研修の体制整備に関する研究」(主任代表者 春山早苗))に沿って行われるものです。